

令和元年 第7回

宮崎市教育委員会（定例会）

会 議 録

令和元年 第7回宮崎市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和元年6月14日(金) 13:40～15:00
- 2 場 所 教育委員会室
- 3 出席者 【教育長・教育委員】
西田教育長、今門代表教育委員、畠山委員、江草委員、柳田委員
【事務局】
河野教育局長
(企画総務課) 川辺課長、富田補佐、河野室長、竹下係長、
堀指導主事、鬼束主任主事、
黒田主任主事、三角主事
(学校施設課) 野口課長、年増補佐
(学校教育課) 押川課長、串間補佐
(教育情報研修センター) 和田所長
(生涯学習課) 黒岩課長、中村補佐
(保健給食課) 中野課長
(文化財課) 富永課長、川崎補佐

4 議 案

番号	件名	説明者
議案第20号	宮崎市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について	学校教育課長
議案第21号	宮崎市きよたけ児童文化センター運営委員会委員の委嘱について	生涯学習課長
議案第22号	宮崎市立図書館協議会委員の委嘱について	生涯学習課長
議案第23号	宮崎市立佐土原図書館協議会委員の委嘱について	生涯学習課長
議案第24号	宮崎科学技術館条例の一部改正の原案について	生涯学習課長
議案第25号	宮崎市生目の杜遊古館運営委員の委嘱について	文化財課長

5 報 告

番号	件名	説明者
報告第16号	臨時代理の報告について	生涯学習課長
報告第17号	専決処分の報告について	企画総務課長
報告第18号	事故等の報告について	学校教育課長
報告第19号	令和元年度第2回宮崎市いじめ防止対策委員会の報告について	学校教育課長
報告第20号	臨時代理の報告について	学校教育課長

西田教育長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、第7回教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の傍聴者はありません。</p> <p>会次第「2 会議録署名人の指名」です。本日の会議録の署名人は、私西田と、今門代表教育委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし。
西田教育長	<p>次に、会次第「3 行事報告等」に入ります。1ページをお開きください。(1)教育長報告でございます。6月4日(火)の宮崎中学校区のふれあいトークについて、報告いたします。</p> <p>6月4日(火)は、18時30分から2時間、宮崎市保健所でふれあいトークを行いました。市長と中学生10名が参加し、メインテーマが「子どもたちの未来のためにできること」ということでした。出席者からは、市の中心にある中学校ということもあり、利便性は良いが、自然や歴史に全然関わりがないこと、もっと地域の良さに気づかせる活動が必要であるという話ができました。地域の方からは、ぜひ私達高齢者を使って欲しいという話ができました。小学校の校長先生が、80歳ぐらいの方に習字の指導をさせていただいており、そのような活動を進めていく必要があるという話ができました。また、先生からも、先生自身が地域の良さを知らないのもっと真摯に学ばなくてはいけないという話も出たところでした。ふれあいトークの内容は以上です。</p>
西田教育長	<p>次に、(2)委員報告、(3)教育局長報告については、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、(4)各課行事報告等でございます。こちらに記載のとおりでございますが、①学校教育課の2段目「令和元年度第2回宮崎市いじめ防止対策委員会」については、後ほど議事の中でご報告いただきます。</p> <p>これまでの報告に対する質問や、各行事に参加された委員の方でお気づきになった点やこれからの課題、また感想等ありましたら、お願いいたします。</p>
委員	なし。
西田教育長	<p>それでは、ないようですので、「4 議事」に入らせていただきます。3ページをご覧ください。本日、議案が6件でございます。</p> <p>初めに、議案第20号「宮崎市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。</p>
押川学校教育課長	<p>資料4ページをご覧ください。</p> <p>議案第20号「宮崎市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について」でございます。</p> <p>宮崎市立小中学校通学区域審議会は教育委員会の諮問に応じて、宮崎市立小学校及び中学校通学区域に関する事項を審議し、教育委員会に答申する組織でございます。資料の4ページにある当審議会条例第4条に基づいて、12名の委員の方々を委嘱することをお諮りするものでございます。委員の任期につきましては、令和元年7月1日から令和2年6月30日までの1年間でございます。今回、新たに委員になられた方は7名でございます。また、女性委員の割合につきましては、33.3%となっております。なお、平成28年度から、3年間は、教育委員会の諮問する内容がありませんでし</p>

	<p>たので、開催をされておられません。しかし、本年度につきましては、審議をお願いする可能性があります。</p> <p>説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>なし。</p>
西田教育長	<p>ないようでしたら、議案第20号「宮崎市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について」、ご承認いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
西田教育長	<p>ご承認ありがとうございます。次に、議案第21号「宮崎市きよたけ児童文化センター運営委員会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。</p>
黒岩生涯学習課長	<p>資料6ページをご覧ください。議案第21号「宮崎市きよたけ児童文化センター運営委員会委員の委嘱について」でございます。</p> <p>提案理由は、委員の異動や退職に伴い、その後任の委員を委嘱するためでございます。</p> <p>宮崎市きよたけ児童文化センター運営委員会は、きよたけ児童文化センターの運営に関し、必要な事項を協議していただく機関でございます。</p> <p>7ページをご覧ください。前任の委員の異動や退職に伴い、宮崎市きよたけ児童文化センター条例施行規則第3条第2項の規定により、新たに3名の委員を委嘱するものでございます。</p> <p>8ページをお開きください。委員11名のうち女性は3名で、女性委員の割合は27.3%でございます。任期は、残任期間である令和元年7月1日から令和2年6月30日までの1年間でございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
西田教育長	<p>ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>なし。</p>
西田教育長	<p>ないようでしたら、議案第21号「宮崎市きよたけ児童文化センター運営委員会委員の委嘱について」、ご承認いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
西田教育長	<p>ご承認ありがとうございます。次に、議案第22号「宮崎市立図書館協議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。</p>
黒岩生涯学習課長	<p>資料9ページをご覧ください。</p> <p>議案第22号「宮崎市立図書館協議会委員の委嘱について」でございます。</p> <p>提案理由は、委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するためでございます。</p> <p>宮崎市立図書館協議会は、宮崎市立図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるなどの役割を担っている機関でございます。現在の委員が、6月30日をもって任期が満了することから、図書館法第15条及び宮崎市福祉文化公園条例第11条第2項の規定により、10名の方に委嘱するものでございます。委員10名のうち新任の方は2名でございます。また、女性委員は10名中4名で、女性委員の割合は40.0%でございます。任期は、令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間でございます。</p>

	説明は以上です。
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。
委員	なし。
西田教育長	ないようでしたら、次に、議案第22号「宮崎市立図書館協議会委員の委嘱について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。次に、議案第23号「宮崎市立佐土原図書館協議会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。
黒岩生涯学習課長	資料11ページをご覧ください。 議案第23号「宮崎市立佐土原図書館協議会委員の委嘱について」でございます。提案理由は、委員の異動や退職に伴い、新たに委員を委嘱するためでございます。 宮崎市立佐土原図書館協議会は、佐土原図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるなどの役割を担っている機関でございます。 12ページをお開きください。前任の委員の異動や退職に伴い、図書館法第15条及び宮崎市佐土原総合文化センター条例第4条第2項の規定により、新たに2名の委員に委嘱するものでございます。 13ページをご覧ください。委員8名のうち女性は5名で、女性委員の割合は62.5%でございます。任期は、残任期間である令和元年7月1日から令和2年6月30日までの1年間でございます。 説明は以上です。
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。
委員	なし。
西田教育長	ないようでしたら、議案第23号「宮崎市立佐土原図書館協議会委員の委嘱について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。次に、議案第24号「宮崎科学技術館条例の一部改正の原案について」、事務局から説明をお願いします。
黒岩生涯学習課長	資料の14ページをお開きください。 議案第24号「宮崎科学技術館条例の一部改正の原案について」でございます。提案理由は、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、宮崎科学技術館の使用料の額の改定等の実施、及び宮崎科学技術館に利用料金制を導入するためでございます。 宮崎科学技術館は、昭和62年に開館し、今年で32年目を迎えています。ここ5年間では、約15万人から17万人の来館者があり、年齢を問わず、科学や宇宙について楽しみながら学べる施設でございます。 資料の15ページをご覧ください。今回の条例改正については、改正内容は二つございます。一つは、本年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う改正です。もう一つは、宮崎科学技術館に利用料金制を導入する、併せて「年間パスポート料金」を設定するものでございます。 まず、消費税引き上げに伴う改正について説明いたします。

	<p>資料の20ページをお開きください。新旧対照表でございます。左側が改正後、右が現行となっております、「展示室及びプラネタリウム使用料」、「多目的ホール使用料」、「プラネタリウムを会場として使用する場合の使用料」、これらの金額には消費税が含まれておりますが、右側の「現行」の料金から、消費税10%で算定した金額となります。</p> <p>なお、一番上の「展示室及びプラネタリウム使用料」は、大人の展示室の金額のみが変更となり、その他は現行のままです。</p> <p>消費税率引き上げに伴う条例改正の施行は、本年10月1日でございます。</p> <p>次に、「利用料金制」の導入について説明いたします。資料15ページにお戻りください。宮崎科学技術館は「指定管理者制度」により管理運営を行っておりまして、平成29年度から令和元年度までの3年間は、公益財団法人宮崎文化振興協会が指定管理者でございます。始めに、利用料金制について説明させていただきます。</p> <p>科学技術館は、指定管理料と指定管理者自身が実施する自主事業の収入で賄っており、現在の制度では入館料となる使用料は市の歳入であり、指定管理者の手元には残りません。「利用料金制」とは、入館料やホール等の料金を、指定管理者が自主事業などの収入として受け取るものでございまして、その分を人件費や事業費等の維持管理費に充てることができます。指定管理料は、利用料金の収入見込みから算出したものになります。</p> <p>2の「利用料金制の導入について」ですが、利用料金を「指定管理者の収入」として、人件費や事業費等へ充てることで、指定管理者の経営に対するインセンティブやモチベーションが向上し、職員のやる気や働く意欲へつなぐことができること、市及び指定管理者双方の会計事務の効率化を図ることができること、指定管理者の運営と経営努力による収入の増加で、雇用する職員の処遇改善が図られ、専門知識や経験を有する職員を長く雇用することができることなどがございます。</p> <p>主な改正につきましては、条例全般に用いられている「使用」「使用料」の文言を「利用」「利用料金」と改正することと、指定管理者の業務に「利用料金に関する業務」を追加することとでございます。また、利用料金の額は条例では上限額を示し、その範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めることができます。その際、利用料金の徴収や減免などについては、指定管理者が行うことになります。</p> <p>また、現在、宮崎文化振興協会が自主事業として「年間パスポート料金」を導入しておりますが、新たに市の条例に設定いたします。1人につき、大人（高校生以上）は3,000円、4歳から中学生までの子どもは2,000円でございます。パスポート料金を条例に盛り込みたいと考えております。</p> <p>なお、利用料金制導入に伴う条例改正の施行は、来年4月でございますが、現在の指定管理期間が本年度に終了するため、今年度中に次期指定管理者の選定を行うこととなります。その際、募集要項の中で利用料金制について明記することから、この時期の議案提出となりました。説明は以上です。</p>
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。
畠山委員	以前の会議で、科学技術館の設備や展示物のことが話題にでていました。科学技術館自体も、運営するなかで、経費の捻出や具体的

	な取組があるのでしょうか。指定管理者が自主事業などで、利用者を増やす努力をされるのは良いことだと思います。そのうえで、施設にある展示物の更新なども考えていらっしゃるのでしょうか。
黒岩生涯学習課長	確かに展示物のリニューアルも考える必要があります、そこにかかる経費については、市の方で考えていかないとはいけません。また、展示物のリニューアルはもちろん問題ですが、現在、化学実験などは、ボランティア団体の先生や施設のインストラクターが説明しており、子どもたちが科学に取り組めるような工夫はしています。
畠山委員	私もコンサートの会場に使わせていただきますが、宮崎市のおすすめスポットの一つと思っていますので、頑張りたいと思います。
柳田委員	利用料金制を導入した場合の具体的な数値の見込みなどはありますか。
黒岩生涯学習課長	現時点で、見込みの数値はありませんが、指定管理料をいくらにするかは、過去の実績をもとに、算出することになります。ちなみに、収入に関しては3,000万円ほどとなっております、ここ数年増えています。これをそのまま指定管理料に充てるというわけではありません。指定管理者の募集をするときに、事業の提案をしていただき、指定管理者を選定するわけですが、指定管理料の設定をどうするかが課題です。
河野教育局長	科学技術館の利用状況ですが、以前は修学旅行で鹿児島などから来ていた学校もありましたが、現在、他県の学校は熊本などに行かれる学校が増えています。このため、市内の学校の見学利用に力を入れながら、土日やゴールデンウィークに指定管理者が頑張っている状況です。展示物の更新も、社会のニーズに合わせて進めていく必要があると思います。
西田教育長	他にないようでしたら、議案第24号「宮崎科学技術館条例の一部改正の原案について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	ありがとうございます。次に、議案第25号「宮崎市生目の杜遊古館運営委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。
富永文化財課長	<p>それでは、資料の25ページをご覧ください。議案第25号「宮崎市生目の杜遊古館運営委員の委嘱について」でございます。宮崎市生目の杜遊古館運営委員につきましても、条例に基づきまして、生目の杜遊古館の運営に関し、必要な事項を審議するために委員会を置くものでございます。令和元年6月30日をもって任期が満了します。条例規則に基づき、新たに委員を委嘱するものでございます。</p> <p>次に26ページをお開きください。今回8名の方に委嘱を予定しております。一番上の濱田氏につきましても、前任者の意向もありまして、新たにご依頼をするものでございます。他の7人については、前回に引き続き、お願いしております。任期は、令和元年7月1日から令和2年3月31日までの9ヶ月でございます。これは、来年4月1日から指定管理者制度の導入をするために、9ヶ月という任期になっております。説明は以上です。</p>
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。
委員	なし。
西田教育長	ないようでしたら、議案第25号「宮崎市生目の杜遊古館運営委員の委嘱について」、ご承認いただけますでしょうか。

委員	異議なし。
西田教育長	ご承認ありがとうございます。議案は全て承認されました。それでは、27ページをご覧ください。報告が5件でございます。報告第16号「臨時代理の報告について」でございます。事務局から説明をお願いします。
黒岩生涯学習課長	資料28ページをご覧ください。報告第16号「臨時代理の報告について」でございます。 前回の教育委員会定例会で、宮崎市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱について議案を提出し、委員14名のうち13名の委嘱の承認をいただきました。その際、残る1名については、内諾は得ていましたが、推薦団体の総会での承認が必要なため、今回の教育委員会定例会で報告することを説明させていただきました。 今回、残る1名の委員につきましては、宮崎市青少年指導委員連絡協議会からの選出としておりましたが、今月1日に当団体の総会が開催され、田山地章志氏が会長に就任され、会長を委員として推薦いただきました。 委員の委嘱につきましては、急施を要し教育委員会を招集する暇がございませんでしたので、宮崎市教育委員会事務委任規則第4条、臨時代理の規定により、29ページに掲載のとおり、田山地章志氏を青少年育成センター運営協議会委員として委嘱いたしましたので報告するものでございます。 なお、委員14名のうち女性は5名で、女性委員の割合は、35.7%となっております。 説明は以上です。
西田教育長	ただいま説明のありました、報告第16号について、ご質問はございませんか。
委員	なし。
西田教育長	他にないようでしたら、報告第16号に関する質疑はここで終了いたします。 次に、報告第17号「専決処分の報告について」、報告第18号「事故等の報告について」、及び報告第19号「令和元年度第2回宮崎市いじめ防止対策委員会の報告について」でございますが、これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
西田教育長	それでは、これより非公開といたします。
西田教育長	それでは、ここで非公開を解除いたします。 次に、報告第20号「臨時代理の報告について」でございます。資料は、お手元に配布しておりますので、そちらをご覧ください。事務局から説明をお願いします。
押川学校教育課長	報告第20号「臨時代理の報告について」でございます。 これは、5月の定例教育委員会でお諮りした「宮崎市学校関係者評価委員の委嘱について」でございます。 学校関係者評価委員につきましては、193名、うち新規44名の委員について承認をいただいたところですが、生目中学校区から提出されました名簿が1名漏れておりました。そのため、別紙資料のとおり、表の一番下の網掛けをしております、藤英次郎氏を追加して委嘱することとなりました。

	<p>藤氏につきましては、昨年度も委員を務めていただいております。このことにより、学校関係者評価委員は194名、新たに学校関係者評価委員になられた方は44名となります。また、女性委員の割合につきましては、35.6%となっております。報告は以上です。</p>
西田教育長	<p>ただいま説明のありました、報告第20号について、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>なし。</p>
西田教育長	<p>他にないようでしたら、報告第20号に関する質疑はここで終了いたします。</p> <p>次に、「5 その他」に移らせていただきます。委員の皆さまから、情報提供等がありましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>なし。</p>
西田教育長	<p>よろしいでしょうか。他になければ、「第13回九州地区市町村教育委員会研修大会」について事務局から説明をお願いいたします。</p>
川辺企画総務課長	<p>8月1日、2日に開催されます、「第13回九州地区市町村教育委員会研修大会」についてご説明をさせていただきます。</p> <p>お手元に別紙の開催要項をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。本大会は、九州各県の市町村教育委員会の情報交換を図り、教育委員会の活性化及び教育行政の充実・発展を目的に、隔年で、各県輪番で開催されており、今年度は、大分県大分市で開催されます。</p> <p>8月1日（木）に研修大会と情報交換会があり、翌日2日（金）に視察研修が開催されます。なお、研修大会には、文部科学省の大臣官房審官による行政説明や大分での教育の取組について講演が行われる予定でございます。本市からは、西田教育長、今門代表教育委員、江草教育委員、柳田教育委員にご参加いただきます。大会が近づきましたら、担当から行程等についてご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
西田教育長	<p>ただいまの説明に対して、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>なし。</p>
押川学校教育課長	<p>ご報告をさせていただきます。神奈川県川崎市において、登校のスクールバスを待つ児童が殺傷されるという事件がありましたので、教育委員会がどのような対応をしたかということをご報告させていただきます。当日、まず文書で複数での登下校をしてもらいたいということ、不審者等を見かけた場合には、すぐに近くの大人に声をかけることを具体的に各学校で児童生徒に対しご指導をしていただきたいとお願いしました。</p> <p>また、現在、8コースをスクールバスの運行をしておりますが、スクールバスの運行会社に対し、電話で不審者等の情報をこちらから提供するとともに、何か気づいた点があった場合は、すぐに運転手から会社へ、会社から教育委員会への連絡を徹底していただきたいということをお願いしました。そうしたところ、子どもたちの会話の中で、不審者が出たというような話を聞かれた運転手が、すぐに学校に伝えていただき、学校で事実確認をしたところ、やはり、不審者情報であったということで、その後、地域、学校での注意喚起をするということができましたので、そのような連携した取組の徹底を、今後も十分に配慮しながら進めていきたいと考えていると</p>

	ころでございます。以上です。
西田教育長	他にないようでしたら、「6 次回教育委員会の決定」について、事務局から説明をお願いします。
川辺企画総務課長	次回、教育委員会定例会は、令和元年7月24日（水）、13時30分から教育委員会室において、開催したいと考えております。以上でございます。
西田教育長	ただいま説明のありました日時に、委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、会次第「7 行事予定」について、事務局から説明をお願いします。
川辺企画総務課長	(行事予定説明)
西田教育長	以上をもちまして、第7回定例会を終了させていただきます。

令和元年

第7回宮崎市教育委員会（定例会）会議録

【署名】

教育長 _____

委員 _____